

第 593 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 2 月 3 日（木）午後 1 時 35 分から午後 2 時 05 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之			4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
		10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

3	鈴木 昇	9	茂木 比呂志				

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 593 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 35 分</p> <p>皆様こんにちは。予定時刻を過ぎ、出席予定の全委員が集まりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 593 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、3 番鈴木昇委員、9 番茂木比呂志委員が欠席で、12 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。本日は節分です。農業新聞コラムには、生産品の低迷と、対する資材の高騰の記事がありました。厳しい経済状況ですが負けられないように頑張りましょう。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 593 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。13 番小柴賢次郎委員、14 番白井和子委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。またここで、皆さんに配布済みの議案ですが、変更点があるそうなので、事務局から伝えてください。</p>
事務局(鈴木)	<p>既に皆様に配布済みの本日の議案ですが、変更点がありますのでお伝えします。1 ページの議案 1 号の 1 番ですが、2 月 1 日付けで、申</p>

議長	<p>請取下書の提出がありまして、今回の議案からは削除し、1番は欠番でお願いしたいと思います。</p> <p>わかりました。それでは議事に入ります。</p> <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第1号1番については、権利者義務者両名からの申請取下げということですので、2番からの審議となります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊治之 委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号2番について、申請地を2月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、佐貫中学校跡より南方向約600m地点に所在する農地であります。</p> <p>義務者は、相続で取得しましたが遠方で耕作することが困難なため売却するものであり、権利者は規模拡大のため自作地に隣接している農地を取得するための申請であります。営農計画は、水稻の作付けを予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、県外に在住していることから相続により取得した農地ですが耕作が困難なため売却するものであります。権利者は自作地に隣接し、耕作に便利であることから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。申請地は農用地区域内農地1,332㎡であり、権利者の耕作面積は13,430㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、8番 渡邊和巳委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号3番について、申請地を2月2日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JA きみつ天羽経済センターより東の方向約1200m附近に点在する農地があります。</p> <p>義務者は高齢で自ら耕作を続けていくことが出来なく、また後継者も無いことから、親族にあたる権利者へ贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は水稻及び野菜の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。義務者は高齢により耕作を続けていくことが出来ないことから、子の配偶者に当たる権利者へ贈与による所有権移転をしようとするものであります。申請地は農用地区域内農地及び区域外農地合わせて7筆、面積6,062㎡、権利者の耕作面積は5,894㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番森田泰彰委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番について、申請地を1月31日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より南の方向約350mに位置する農地です。</p> <p>申請地は農業を引き継げる人間がおらず、また、太陽光発電施設に適した土地であり、土地の有効利用の観点から、太陽光発電施設を設置することで権利者と義務者の間で話がまとまり、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一</p>

<p>議長</p>	<p>般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後護委員、お願いします。</p>
<p>大後委員</p>	<p>議案第2号2番について、申請地を1月31日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より北西の方向約1.0kmに位置する農地であります。権利者は、隣接地においてプラント工場を操業しており、周辺の緑化・保全を行いたいと考えていたところ、義務者より申請地の維持管理ができず、後継者もないことから売却の打診があり、申請地を緑地として整地・芝張緑化を行い、従業員の憩いの場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。緑地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など</p>

<p>議長</p>	<p>全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号3番ですが、担当である茂木委員は本日欠席です。まとめて説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第2号3番について、申請地を1月29日に確認したとの連絡を茂木委員からうかがっております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市民の森管理棟より北西の方向約100mに位置する農地であります。権利者は、申請地の隣接地で建設会社の事務所を経営しており、会社の資材置場および駐車場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地・砕石敷きを行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p>
議長	<p>次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。この議案につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、10番 森田委員をお願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号1番の申請地を1月31日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向約400mに位置する農地であります。</p>
議長	<p>当該地は令和3年3月15日付けで貸屋外施設として所有権移転の許可を受け、現在に至っております。境界確認により工事着工に時間を要してしまったため工事期間の延長し、また、土地利用計画を雨水やソーシャルディスタンスを考慮し、芝や花を植え、テーブルの間隔をより離れた形へ変更するものです。申請する農地の筆数に変更はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、屋外での飲食スペース、貸屋外施設として所有権移転の許可がされた農地でしたが、土地利用計画の変更および工事期間を延長することによる計画変更承認申請です。土地利用計画の変更について、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。今回は農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、まず誤字がございましたので、訂正をお願いいたします。4ページの農地中間管理事業の農地利用集積計画案の表中、右側より3欄目の「借賃」欄ですが標記の単位が「表」になっている箇所が1ヵ所ございます。正しくは「俵」ですので、7行目の訂正をお願いいたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和4年第2次の農用地利用集積計画案となります。4ページから5ページの農地中間管理事業における農地利用集積計画案につきましてご説明いたします。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号 4-2-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ ■■■■■ 田 1,678㎡、転貸を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号 4-2-39 まで、合計で、貸し手14名、借り手4名 筆数39 面積61,881㎡であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。集積計画各筆明細書及び設定を受ける者の農業経営の状況でございます。1ページから28ページまでが集積計画各筆明細書、29ページから32ページまでが借り手4名の農業経営の状況であります。個々の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

議長	<p>か。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、1番は専用住宅用地とするもので、面積は313平方メートルです。</p> <p>また、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番と3番は専用住宅として所有権を移転するもので、面積は1番が286平方メートル、3番が243平方メートル、2番は駐車場として所有権移転するもので、面積は105平方メートルです。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局(鈴木)	<p>(農業委員会運営委員会の任期が後期となった旨を各委員へ案内)</p>
事務局(樋口)	<p>(農業者年金に関すること、11月定例会議案であった営農型太陽光発電事業の許可経過(県により許可となった旨)説明)</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第593回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は令和4年3月7日月曜日、場所は401会</p>

	<p>議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p>
--	--

閉会 午後2時05分